

第5回  
青森県原子力防災対策検討委員会議事録

平成24年3月22日（木）

青森県環境生活部原子力安全対策課

## 第5回青森県原子力防災対策検討委員会

平成24年3月22日（木）

10時00分から

アラスカ 地下1階 サファイアの間

出席者 青森県原子力防災対策検討委員会

片桐委員長、浅利委員、田上委員、恒吉委員

事務局

八戸環境生活部次長、工藤原子力安全対策課長、石井原子力安全対策課総括副参事  
他

議題（1）青森県原子力防災対策検討委員会－とりまとめ－「地域防災計画（原子力編）に反映させるべき事項」（案）について

（2）その他

配付資料

資料1 青森県原子力防災対策検討委員会－とりまとめ－「地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項」（案）

参考1 避難計画作成要領

参考2 第4回検討委員会における主な意見等

参考3 第4回青森県原子力防災対策検討委員会議事録

午前 10時00分開会

○司会 定刻となりましたので、ただ今から第5回青森県原子力防災対策検討委員会を開会致します。当委員会は公開となっております。ご発言の内容は議事録として残すこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に八戸環境生活部次長よりご挨拶を申し上げます。

○環境生活部次長 おはようございます。委員の皆様には年度末の大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年8月からの検討委員会ですが、これまで4回にわたり福島第一原子力発電所の事故を踏まえた様々な原子力防災対策上の課題についてご検討をいただいております。改めまして感謝申し上げます。改めまして感謝申し上げます。

本日は当検討委員会のとりまとめと致しまして、地域防災計画原子力編に反映すべき事項(案)についてご審議いただくこととしております。現在、国におきましては、原子力安全委員会において防災指針の抜本的な見直しが行われております。今月中に中間とりまとめを行いまして、この中間とりまとめを踏まえて4月以降新たに設置される規制組織におきまして防災指針が策定される、更には防災基本計画も改定される、こういう予定になるかと思っております。ただ、国会におきましてまだ審議されておらず、可決がいつになるか見通しがたっておりません。そういう中ですが、県といたしましては、地域防災計画の修正にあたって防災指針、防災基本計画を踏まえる必要があるわけですけれども、当委員会でとりまとめられました事項につきましても、最大限尊重して修正に反映していきたいというふうに考えております。

本日、委員の皆様には、最終的なとりまとめに向けまして、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願い致します。

○司会 議事に入る前に本日の資料を確認させていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますが、順を追ってご確認をお願い致します。配付資料といたしましては、議事次第、出席者名簿、席図、委員名簿、当委員会の設置要綱、他に資料1として青森県原子力防災対策検討委員会とりまとめ地域防災計画(原子力編)に反映させるべき事項(案)、参考資料と致しまして、参考1 避難計画作成要領、参考2 第4回検討委員会における主な意見等、参考3 第4回青森県原子力防災対策検討委員会議事録、以上でございます。資料に過不足はございませんでしょうか。

それではここからの議事進行は片桐委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願い致します。

○片桐委員長 はい、よろしくお願いいいたします。本日の議事は、当検討委員会の最終的なとりまとめとなっております。そういう意味では十分な議論を尽くさなくてはいけないというふうに理解をしてございます。検討委員会スケジュールでは今回が最終ということですので、前回までの検討委員会でのご意見を踏まえて、修正を事務局のほうでとりまとめ（案）という形でまとめていただきました。今日は残念ながら4名の委員の先生方が欠席されておりますが、事務局からお話しを伺っている範囲では、最終とりまとめ（案）については、何度か各委員に検討をお願いした上で、その意見を更に反映した上でまとめていただいているというふうに聞いてございますので、欠席されている委員のご意見も反映されていると認識してございます。先ほど申し上げましたように、今回は最終ということですので、進め方としましては各提言、項目ごとにそのとりまとめに向けた検討をしていきたいというふうに考えてございます。時間の関係もありますので、十分にどれだけ議論が尽くせるかというところもありますが、何度も繰り返しますが最終ですので、この検討委員会の最終意見ということで整理をしたいというふうに思っていますので、委員の皆様にはどんな細かい点でも結構ですので、ご意見を賜ればありがたいというふうに考えてございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。事務局から各項目、資料1に基づいてご説明をいただいで、それで質疑に入りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○事務局 とりまとめ（案）のほうにつきましては、項目ごとに説明して、その都度質疑していただければというふうに考えてございます。

1 ページ目のはじめにのところでございますけれども、これにつきましては、設置目的等について書いてございます。ここについては、昨年の3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、当委員会では地域防災計画原子力編の見直しに向けた作業に資するよう原子力防災対策上の課題であるとか、見直しの方向性について検討を行ってきたというふうなことが書いてあります。

第2パラグラフのところにつきましては、国の動きとして、原子力安全委員会では原子力防災対策の抜本的な見直しについて、今年3月中に中間とりまとめを行うこととしているというふうなことで書いております。

また、今後予定される原子力規制庁の発足にあわせて原子力災害対策特別措置法等の改正を行いまして、その後、防災基本計画や防災指針の改定が行われ、関係自治体には法律の施行後半年程度の経過措置期間内に地域防災計画の修正を求めているというふうなことを書いてございます。

それを踏まえまして本報告書は委員それぞれの専門的なご立場から、今回の事故への対応等

を踏まえた原子力防災対策上の課題について議論し、本県の原子力防災対策の充実、強化に資するよう提言としてとりまとめたもの、また地域防災計画の見直しに向けた方向性を検討したものとして記載してございます。

2 ページ目につきましては、検討すべき課題というふうなことで、E P Z の範囲を越える地域においても今回の事故では防災対策が必要になったこと、事態が長期化、広域化していることから、検討事項としまして防災区域の拡大への対応であるとか、事態の長期化、広域化への対応、それから影響が広範囲に及ぶことへの対応に係る事項について課題として捉え検討を行うこととしております。特に県として早急に防災対策を強化する必要があると考えられる避難に係る住民対策、情報伝達などについて優先的に行ったというふうなことを記載してございます。

3 ページ目につきましては、福島第一原子力発電所事故への対応に係る現地調査というふうなことで、事務局が行いました現地調査結果について記載してございます。これは、検討委員会が防護対策、防護区域の拡大の対応であるとか、事態の長期化、広域化への対応、それから影響が広範囲に及ぶことへの対応などについて検討すべき課題としている事項について、実際の当事者から初動時における対応状況等を確認しまして、今後の検討に資することを目的に行ったものでありまして、概要につきましては第2回の検討委員会で報告してございますけれども、改めて簡単ですがご説明したいと思っております。

聞き取りの対象自治体につきましては、福島県、それから富岡町、川内村でございました。期間は昨年8月末に実施いたしました。

最初に福島県の調査結果でございまして、地震発生後、停電により電話、ファックス等が不通になり、それから原子力緊急事態宣言はテレビで覚知という状況でございました。避難指示の情報提供は、初め知事が半径2kmに避難指示を発令しまして、その後国が半径3kmの避難指示を発令しております。発令状況については、テレビで確認したという状況でございませぬ。情報伝達が全く機能していない状況であったというふうなことがわかるかと思っております。

避難関係でございまして、半径3kmの避難指示は国が主導的に実施してございます。半径10kmの避難につきましては、市町村が独自に実施してございまして、この際に自家用車の避難も実施したというふうな状況でございませぬ。

4 ページ目ですけれども、事態の長期化、広域化というふうなことで、避難先に移ってからは福島県では避難先に連絡調整のための職員を派遣してサポートをしているというふうなことで、それからモニタリング等につきましては、10km圏内のモニタリングポストが津波で倒壊、停電等によって使えなくなった状況であったというふうなことがわかっております。

それから被ばく医療につきましては、スクリーニングについて福島県独自に13,000cpm以上

100,000cpm未満は拭き取り、100,000cpm以上は全身除染として実施したというふうなことでございました。それからスクリーニングの実施につきましては、全国の自治体であるとか大学等の支援を得て行ったというふうなことでございました。

安定ヨウ素剤については、県の指示による服用はありませんでしたけれども、市町村が独自に配布したというふうなことがあったというふうなことでございました。

オフサイトセンターにつきましては、停電及び通信途絶により使用することができなくなりまして、約60km離れた福島県庁のほうへ移動しております。移動後の主な活動は、情報の共有というふうなことでございました。

その他といたしまして、初動時に有効な通信手段は衛星携帯電話であったというふうなこと、それから避難生活を余儀なくされている方には、県で郵送で情報提供を行ったというふうなことでございました。

2番目として富岡町、川内村の調査結果についてですけれども、富岡町は半径20kmで町の全域が避難対象区域、川内村は半径20kmで村の約4割が避難区域、残りは緊急時避難区域となっている状況でございました。

情報伝達につきましては、富岡町には事業者からの連絡はありましたけれども、川内村には全く連絡がないというふうな状況でございました。原子力緊急事態宣言は、両町村ともテレビで覚知したというふうな状況でございます。

避難指示につきましては、富岡町、川内村とも国、県からの連絡はない、それから富岡町から川内村への避難は、テレビを見て独自に富岡町が全域の避難を判断している。自家用車での避難を認めたために交通渋滞が発生したというふうな状況でございました。

②の川内村からビックパレット福島への避難につきましては、国の20kmから30kmの屋内待避の指示を受けまして、富岡町、川内村が独自に全域の自主避難を決定して避難をしたというふうな状況でございました。避難先での役場の代替施設については、避難所の敷地内にプレハブを設置して開設しているというふうな状況でございます。

その他といたしまして、県との連絡体制は、県支援チームを通じて情報共有がなされている。それから富岡町では、安定ヨウ素剤については希望者に配布しているというふうなことでございました。これらの聞き取り調査の結果、地震、津波等により通信連絡体制が機能しなかったというふうなことなどもありまして、災害に強い通信基盤の整備であるとか、通信途絶を想定した情報伝達のあり方、それから市町村の区域を越える広域避難を想定した避難計画作成の必要性であるとか、輸送体制の確立、それから避難所の確保をはじめとした広域的な応援体制の構築やモニタリング体制であるとか、スクリーニング体制をはじめとした緊急被ばくのあり方、それからオフサイトセンターのあり方等、検討すべき課題としてきた事項が改めて認識された

というふうに考えております。1番、2番につきましての説明については以上でございます。

○ **片桐委員長** はい、ありがとうございました。今、事務局よりはじめにと1番目はスタートの時に県のほうからご提示ありましたので特に議論はないと思うのですが、2の事実関係の部分については第2回で説明を受けて、ちょっと時間もたっておりますので、改めて説明をいただきました。実態としてどうだったのかということをお頭において、とりまとめの提言項目にいかにかそれを反映していくかというのが我々に課せられた課題だろうというふうに思っておりますので、内容については事実を淡々にご説明いただいたと思うのですが、何かこのご説明に対してご意見等があればお伺いしたいと思いますけど、ございますでしょうか。よろしいですか。事実関係ですので、特に内容的にはないかなというふうに思うのですが、それではこれらを踏まえましてこれまで4回議論を重ねてまいりまして、なおかつ意見照会等もやっていただいて、最終的に今日ご提示されている提言という形で我々がまとめていくこととなりますので、表現の仕方も含めて誤解を招かないような形で今後の青森県の地域防災計画策定の中に生かしていただきたいと思っておりますので、説明については個々の項目について切って説明いただいて、それについて意見交換をしていきたいというふうに思っておりますので、まず事務局のほうからⅢの提言及び地域防災計画に反映すべき事項の1番から順にお願い致します。

○ **事務局** まず1番の防災対策を重点的に充実すべき地域・災害想定につきましてというふうなことで、ここは提言といたしましては、防災対策の存続的な位置づけとして、国で見直しを行った防災対策を重点的に充実すべき地域及び災害想定について、実効性がある防災体制の整備、確立が重要であるというふうなことを記載してございます。

反映すべき事項といたしまして、これを踏まえまして、福島事故の状況を踏まえた地域防災計画の見直しが前提として、防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しを踏まえた見直しを行うことを反映事項としております。また、災害想定につきましては、福島事故を念頭においた過酷事故等を想定した見直しを行うこととしております。また、災害が複合的に発生した場合の県の防災体制であるとか、それからBCP、業務継続計画についても考慮するというふうなこととしてございます。以上です。

○ **片桐委員長** それでは今の1番目の項目のご説明なのですが、提言の内容は我々として何を強調したいのかということをおこの短い数行の中に盛り込まれていなくてはいけないなと思っておりますので、そんな観点からも、表現の仕方とかも含めてご意見を賜ればと思います。何かございますでしょうか。何かございせんか。

私から申し上げるのも何なのですが、防災対応として一番重要だろうと思ってこの検討委員会ですっと進めてきているベースは、やはり計画だけで終わってしまわない、それが具体的にちゃんとオペレーションとして動き、住民の安全が確保できるということがやはり不可欠ですので、実態としてはこれから具体的に策定される地域防災計画と、そのマニュアル、要領等について更に検討しなくてはいけないのだろうと思いますけれど、やはり言葉としては実効性のあるというふうに事務局からもご説明いただきましたけれど、その部分が非常に大事だろうと考えてございます。

もう1つ、前の行のまん中のあたりに、住民協力のもとということをおまじまじ入れていただいているのは、やはりどうしても受動的になって、行政が何でもやってくれるということで防災対応というのがうまく機能するかというと、必ずしもそうではないだろうという認識をしております。やはり実際の対応上は、先ほどの福島県での事故の対応状況もご説明がありましたけれども、やはり住民が自らのこととして考えていただかなくてはいけない部分もあろうかと思っておりますので、行政と住民とが一体となった活動として危機管理ができるというふうに思っておりますので、そういう意味でもこの住民協力のもとという言葉は意味があろうと思ってございます。提言としてはそういう数行で整理させていただいておりますけど、下に今後の地域防災計画に反映されるべき項目ということで数項目掲げられておりますので、抜けがないか等も含めてご意見賜ればと思いますけれど、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、この1項目目、防災対策を重点的に充実すべき地域・災害想定については、こういった形でまとめさせていただきたいと思っております。続きまして2項目目お願い致します。

**○事務局** 2番目としまして、情報収集・情報伝達及び住民への的確な情報伝達活動についてというふうなことで、ここでは提言としましては、福島事故ではハードとしての通信機器が使用できなかったこと、また、ソフトとして情報連絡体制が確立されていなかったことを踏まえた対応の重要性を提言しております。また、住民に対する情報に対しては、事前に情報伝達手段などを明確にして周知しておくことが必要というふうな形で提言しております。

反映すべき事項といたしましては、これを踏まえまして、複合災害にも耐えうるハードの整備であるとか、ソフトとして情報連絡体制の確立や住民への迅速かつ的確、適切な情報提供のあり方について記載しております。また、避難誘導中及び避難所への情報提供のあり方についても検討することとしております。以上です。

**○片桐委員長** はい、ありがとうございました。今、情報収集、情報伝達及び住民への的確



な情報伝達活動についてということで提言内容と反映すべき事項のご紹介がありました。情報のやりとりについては、今日のご欠席ですけれども片田委員が国のほうの事故調査・検証委員会でもまとめられていて、第2回の委員会で活発な議論があったというふうに記憶してございます。災害対応はやはり簡単に情報の収集が大事だという言葉だけで終わらせないで、情報をいかにきちんとタイムリーに流せるのか、必要とさせる情報を提供できるのかという両者を考え合わせなくてはいけないのかなというふうに思いますので、反映すべき事項も非常に短めに書かれているのですが、この中には非常に重みがある内容かなと思いますので、この項目も含めて更に抜けがないか、もしくはもう少し表現を変えたほうが良いというご提言があればご意見をいただければと思いますけれども、何かございますでしょうか。はい、どうぞ、田上委員。

○田上委員 ありがとうございます。田上です。前のほうの聞き取り調査にもございましたけれども、電源喪失等の事態におきまして、やはりマスメディア、テレビとかラジオ等のマスメディアをうまく使うというのが一つ手ではないかなというふうに考えたところですが、ここで拝見したところ、国、地方公共団体、原子力事業者等ということで、マスメディアをうまく利用するというところが抜けているような気もいたします。これは逆に住民の方に情報を伝達する手段としてもマスメディアの方の協力をいただいたほうが良いのではないかなと思ったのですが、すみません、とりまとめの段階でもう少し前に申し上げるべきところだったのですが、今ちょっと気付いたものですから、このことを検討されてはいかがでしょうか。

○片桐委員長 はい、ずいぶん重要なご意見だったと思うのですが、事務局としてどういうふうにお考えかお聞かせいただければと思うのですが。

○事務局 基本的にやはりマスメディアを取り込んで情報提供の協力を願うということは、現行の防災計画でも防災対策の中でそういうふうな位置づけはしておりますので、それをもっと具体的に強く記載していくようなこともあり得るのかなとは思いますが。ただ、言われた中で今後反映すべき事項として、確かに記載してはございませんでしたけれども、全然そういう意味ではマスメディアを無視して、県なり、自治体なり、市町村だけで情報伝達のやりとりを考えているというわけではございませんので、よろしいでしょうか。

○片桐委員長 今の回答は、そもそも今現在の防災計画の中でもきちんとそういう役割をお願いしようというふうに位置づけているということで、あえてここにはそういう内容を書かなかったということですので、自治体の各地域、青森県さん以外も地域ごとの対応で、

訓練等も見させていただくと、地域のFM局であるとか、そういうところと一体となって活動しているというのがよくわかりますので、そういう意味では青森県さんも既に捉えているという事で理解をしたいと思います。

その他に何かございませんでしょうか。既に書かれている表現ですので、あえて申し上げることはないのですが、私が気になっておりますのは、最後の行に書かれております住民に真に必要な情報を迅速かつ的確に提供する、この真に必要なというのはなかなか5文字なのですが、実はいろんな情報を溢れんばかりに提供することが大事かという点と必ずしもそうではなくて、やはりプラントの細かい数字を言われてもわからないわけですので、今からどういう状況が今後の展開として予想されるのかということであるとか、その状況下で自分たちは何をしなくてはいけないのかとか、そういうことがきちんと伝えられないと余計不安が募るという状況かと思っておりますので、そういう意味ではここに真にと書かれたのは、住民のサイドで本当に何が欲せられているのかということを中心にきちんと把握した上で、提供する側もそういう情報の提供の仕方考えましょうという趣旨でこの言葉が使われていると理解してございます。具体的にはどういう項目ということにはここには当然書いていないのですが、そういった趣旨で今後も防災計画の中で、もしくは要領等の中で示していただければなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

それでは2項目目の情報収集・伝達及び住民等への的確な情報伝達活動についてということについての提言と反映すべき事項については、これで整理をさせていただいたということにしたいと思います。それでは次のページ3項目目、SPEEDIについてということです。内容をご説明いただけますでしょうか。

**○事務局** 3番目のSPEEDIにつきましてですけれども、提言の内容と致しましては、福島ではSPEEDIについては本来の役割を担えなかったというふうなことですけれども、これはシステムが機能しなかったということではなくて、システムの運用上の問題があったことも大きな要因として考えられるところでありまして、今後もSPEEDIの予測機能、初動時の避難であるとか、緊急時モニタリングの計画の策定、検討であるとかに十分活用できるものとして提言してございます。

また、危機管理の観点から、独自の簡易な予測システムを備えておくというふうなことについても提言してございます。

これを踏まえまして、地域防災計画に反映すべき事項といたしましては、UPZ内の避難などについては、国では現在実測に基づく判断をすることとしておりますけれども、県としましてはSPEEDIは有用であるとして、この提言を踏まえた事項として県の考え方を示してご

ざいます。また、その簡易な評価システムの整備についても言及しているところがございます。以上です。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。SPEEDIについては今回の東電福島の事故において、一般の方も口にするほど有名になってしまっているのですが、やはり実態として捉え方、これまでの訓練のあり方であるとか、実際にこういったツールがどういうふうに災害対応に生かされるのかということを考えていかななくてはいけないだろうというふうに思っております。

国のほうでの指針の検討では、こういった予測評価の確実性について言及されておりまして、どちらかというところが強調されるあまり、あまり活用を控えたほうがいいのではないかというトーンで報道等もされている状況にありますので、そこは原点に戻ってやはり整理をした上で、何のために用いるのか、どういう状況であればどういうステップで次の対応に生かしていくのかということを考えるべきだろうということがこれまでのご意見だったと理解しております。

提言内容と反映すべき事項について事務局からご説明があったのですが、何かご質問等があれば、また、新たにご意見等があれば反映していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

おそらくSPEEDI単独での整理というのは場がないのかもしれませんが、今後モニタリングの指針等で議論される中にも拡散予測との関係であるとか、風速場の状況、情報をどういうふうにとるのかといったところが話題になろうかと思っておりますので、そういうところでもどういうふうに活用していくかというような議論がなされるかと考えてございます。

特にないようでしたら次に移りたいと思っておりますけれど、あまり淡々とご確認だけで終わってしまうのはどうかと思っておりますので、あえて難題を掲げられてもちょっと困ってしまうのですが、議論として抜けがないか、もしくは新たにやはり先ほどの実態としての福島県での対応状況を踏まえてどうだったかということ改めて思い出していただいて、何かご意見があればと思います。もしよろしければ3番目のこのSPEEDIの項目についても、こういった内容で提言するというところで終了させていただきたいと思っております。

それでは続きまして次の4番目ですが、モニタリングについてということでご紹介をお願い致します。

○事務局 4番目のモニタリングにつきまして提言内容としましては、モニタリングにつきましては、被ばく防止と避難において不可欠でありまして、今後国がモニタリングの指令塔機

能を努めることから、国との連携であるとか、実効的な体制の構築について提言してございます。また、複合災害に強いモニタリング体制の整備について提言としております。

これらを踏まえまして地域防災計画に反映すべき事項と致しましては、モニタリングの体制、それから機器整備等について記載しております。また、飲料水等の摂取制限であるとか、農林水産物等の汚染検査体制の構築についても記載してございます。

なお、現在国の原子力安全委員会で見直しを踏まえ、前回意見のありました第1段階のモニタリング、それから第2段階のモニタリングではなく、初期、中期、復旧期とすべきとの意見を踏まえまして、初期のモニタリング、中期のモニタリング、復旧期のモニタリングとしてございます。

また、委員の意見といたしまして、飲料水、それから飲食物等の摂取制限につきましては、内部被ばくを避けるためにも第1段階のモニタリングで方針を示すべきとの意見がございました。国の防災指針の検討の中におきましても、初期のモニタリングの中で植物の摂取制限は含まれるものと理解しているところですが、ここでは記載している内容については前提としましては、ある程度経過した後の検査体制についてというふうなことで理解しているところでございますけれども、委員からのそういうふうな意見もございますので、このところにつきましては少し補足をいただければというふうに思います。

**○片桐委員長** はい、ありがとうございました。モニタリングにつきましては先ほどの範囲の話もございましたけれど、UPZで避難範囲を決定するためのベースとなる情報として、非常に位置づけが高まっておりますので、そういう意味ではそういった情報をきちんととるといふことと、じゃあどういった情報の取得環境になったら次のアクションに進むのかというふうなことは、実はこれからまだ議論されていかななくてはいけない部分があるので、そういうふうな考えますと、ここで提言をどこまで細かく言うかということはあるのですが、今後の県の立場として国との関係をちゃんと理解した上で必要な提言をしていく、必要な協議をしていくということで、やはり今現在の項目の中に抜けがあつてはいけなかなというふうに思いますので、そういう趣旨でご意見をいただければというふうに思います。何かご意見がありましたらお願いいたします。どうぞ、田上委員。

**○田上委員** 先ほど補足でも説明がありましたけれども、初期のモニタリングのところは水と飲食物に関しまして緊急モニタリングが初期に入っていないところなのですが、私も再三申し上げておりますし、この参考資料3で前回の議事録のところでも久松委員も述べておりますけれども、やはり内部被ばくを初期の段階で抑えるためには、水と飲食物の摂取制限をい

かにスピーディーに決めることができるかというところがポイントだと思います。ですのでここで国が書いていないからというような発想ではなく、これを県で独自にどういうふうにしたらいいのだろうというアイデアを常に持つておくべきじゃないかなというふうに思います。国のほうの中間とりまとめを私も最近拝見いたしました。初期のモニタリングに関しましては、これは事故がずっと続いている状態で落ち着かせるために努力する期間、中期のモニタリングは、既に放出が終わっている、大きな放出が終わっている期間というようなちょっとギャップを感じるのです。国の中間とりまとめに関しましてはまだパブリックコメントにもかからないものかもしれないのですけれども、ちょっとコメントのしようがないのですが、そこら辺のギャップがあることも把握しながら我々は話を進めなければならないだろうというふうに思います。ですので繰り返しになりますけれども、いかに人のために考えて、水、飲食物のモニタリングをどの段階で至急に行うことができるのか、それは人々の生活にすぐに関わることですから考えていただきたい、ぜひ記載していただきたいところです。よろしくお願い致します。

○片桐委員長 今の田上委員のご意見は、安全委員会のほうで検討されている指針の中間とりまとめの中では、モニタリングを初期、中期、復旧期と分けた形で整理をしていて、それぞれの定義があって、それぞれの定義によると本来求められる住民の安全を確保するための被ばく防護という観点から整理が十分ではないんじゃないかというご質問で、それを踏まえて現在の検討委員会の案という形でまとめられているのが少しギャップがあるのではないかというご質問だったと思います。事務局としてどういうふうに捉えているかご回答をお願いできますか。

○事務局 現在、国のほうでモニタリングについてもまだ検討段階で、具体的にその中身がよくわからないという状況ですが、今までの第1段階のモニタリング、第2段階のモニタリングを3つのフレーズに分けて、初期、中期、復旧期というふうに分けるという考え方が示されているだけで、具体的な中身についてはまだよくわからないところがあるのですが、ただ、初期、中期、復旧期の分け方が、もうここで中期になるんだ、ここで復旧期になるんだという分け方ではなくて、継続した形でのモニタリングは当然続いていくものだと思いますし、また、今までの第1段階のモニタリングと第2段階のモニタリングですと、ある一定の時期から第2段階のモニタリングに入る、要するに放出が終わった後の確認ということで第2段階のモニタリングに入るような形で今はあると思うのですが、何かそれとまたちょっとイメージが違うような形で、資料とか拝見させていただきますと、初期の段階でも被ばく経路の中では汚染された飲食物の摂取のところまで線が引かれているような状況ですので、まるっきり初期の段階は

上水とか飲食物、葉菜だとか、飲用水だとかやらないということではないと思います。我々今回初期、中期、復旧期に分けておりますけれども、これは主な初期の段階では主にモニタリングポストとかを使った線量の測定が主だろうということで考えていますし、中期のほうでは、今おっしゃった飲料水とかというふうになると思うのですが、主な項目としては、初期の段階では飲料水とかやらないのかというと、現実にはそうではなくて、それも並行しながらやっていくというような形になると思いますので、ただ分け方としては初期、中期、復旧期と分けさせていただきましたけれども、これがある時期から初期の段階は全然飲料水とかそういうものはやらないということではなく、主な目的としてということで考えております。

○片桐委員長 はい、ありがとうございます。どうでしょう。

○田上委員 ありがとうございます。今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故を考えますと、結構長い時間大きな放出が続いていた。この間に確かに環境放射線モニタリングを続けていたというのは結構なのですが、自主的に自宅に避難されていた方たちがちゃんと飲食物摂取制限を受けていたかということ、必ずしもできていなかったんじゃないかなというふうに考えるわけです。ですので私は初期のモニタリングの段階においても、しっかりここで飲食物の制限を公的にできるようにデータをとったほうがいいんじゃないですかということをごちゃごちゃ出してしまったらいかがですかということをお願いしているのです。ですのでここで、中期のモニタリングというところが書いてあるのですが、これは中期のところはあくまでもここから先は確実に食べないで下さいねという目安ではなくて、しっかりとここは摂取制限であり、農作物の出荷制限、これも含めての考え方であって、初期のモニタリングにはちゃんと人の内部被ばくを考慮したものをここであげておくべきじゃないですかということをお願いしているのです。これは国と違いますよということをお願いしているんじゃないで、どういうふうに県として県民のことを考えてらっしゃるのですかというスタンスにもつながると思うのです。ですのでぜひ書いていただきたいということはここで再度申し上げます。

○片桐委員長 はい、浅利委員。

○浅利委員 私も全く田上先生と同じ意見で、実際にこの初期のモニタリングの段階から、草とか牛乳とか現地で今回もされていたと思うのですが、やはり観点として内部被ばくを防止するというのを気持ちの上でも一つここに入れておいたほうが、これは非常に機械的なモニタリングの話が非常に初期は主になっておりますので、人、県民を対象にした、人間を対象に

したという意味では、初期の段階にも青森県独自としてそのような文言を一言入れておくだけでいいと思いますので、ぜひ、私もそれに賛成です。

○片桐委員長 今回の田上委員、浅利委員のご意見は、基本的にはおそらく青森県さんとしても今までのモニタリングの活動の流れを考えると、言葉ではなく実態としては対応はしていかれるのだろうというふうに思っているわけですが、こういう形で活字で残してメッセージとして県民に伝えるということを考えると、そこについてはやはり県民の安全を確保するのだという観点からきちんと表現されているべきだろうというご意見で、特に初期段階については内部被ばく評価に係わるモニタリング項目についてもきちんと意識した上で対応していくべきだろうという、そういった旨の表現をここに加えていけば、決して考え方はずれているわけではないと思いますので、そういう方向でよろしいのではないかと私自身は思うのですが、事務局は何かご意見があればいかがでしょうか。

○事務局 よくわかりました。確かにご意見を踏まえて委員長がまとめられたように、ここに初期の段階でやはり人への影響もここでも初期の段階で把握するというようなことの記載を追加させていただきたいと思います。

○事務局 補足させていただきますが、中期のモニタリングはここに書いていますように汚染の拡大防止というのが重点になりますので、今委員おっしゃったように、内部被ばく未然防止という観点、そういう表現をこの中に入れたいと思います。そこはまた委員長と相談して。

○片桐委員長 その旨を表記するような形で整理をさせていただきたいと思います。既に書かれていることで、あえて議論になるわけではないのですが、私は一番モニタリングとして今後の対応の中でぜひ国に対しても強く言うというか、協議をしていっていただきたいのは、2行目で書いてあるモニタリングの指令塔機能というのが、言葉が非常に先行していて、具体的にじゃあどうということまで、どういう責任でやるのかというところが国もはっきりしていないですし、じゃあ県は国の流れを見ているだけでいいのかというと、決してそうではないというふうに思います。一緒になってやらなくてはいけないですし、ここに行政だけではできない部分も当然あるのかなと思いますので、モニタリングの指令塔機能がきちんと機能しないと、結果的には住民にきちんとした情報提供ができないですし、なおかつ被ばく評価のためのデータ評価がきちんとできないということもありますので、そういう意味では初期段階については、特に早い段階ではモニタリングの評価ということで自治体を中心になるというようなことで皆

さん理解されていると思いますけれど、かなり早い時点からモニタリングの指令塔機能というものが場所はどこにせよ、ちゃんと機能するような環境を作っておかないと、結果的には同じようなことを繰り返してしまうというふうに危惧します。そういう意味で県としても、これだけのモニタリング体制を青森県さんとはとられておりますので、その力をきちんと国の指令塔機能の中にも生かして対応ができるような環境をぜひ国と協議していただければなというふうに思います。中身の表現を変えるというわけではなくて、今後の対応の中でぜひそういう方向で対応いただければなというふうに思いますので、予防としてあえて申し上げました。それでは先ほどの初期モニタリングの項目の表現の仕方については特に住民の安全、内部被ばくの評価ということを念頭においた旨を表記することでこの項目についても了承されたということで次に移らせていただきたいと思います。

続いて5項目目、オフサイトセンターについてです。事務局からご説明をお願い致します。

○事務局 5番目のオフサイトセンターについてでございます。提言内容と致しましては、オフサイトセンターにつきましては、福島事故では通信途絶であるとか、高線量になったことから本来のあり方、本来的な役割を果たすことができなかつたこともありまして、県の原子力防災体制におけるオフサイトセンターの位置づけを検討すべきというふうなことを提言しております。また、その通信機能が途絶したことが有効に機能しなかつた一因であるというふうなことから、通信連絡手段の確保について提言してございます。

これを踏まえまして、地域防災計画に反映すべき事項と致しましては、提言内容を踏まえまして通信手段の多重化、多様化について記載してございます。以上です。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。オフサイトセンターについては、建物の話だけ、場所をどこにするかという議論が先行している部分もありますけれど、安全委員会のほうでもかなり踏み込んだ考え方として整理をされていようかなというふうに思っております。そういう意味では、県の立場からオフサイトセンターとどう連携を図るのか、結果的には国とどう連携を図って情報共有をするのかということで物理的な場所の話にも繋がっていくわけですが、そもそも機能という意味では、そこに何を期待するかというのが一番大事ななというふうに思いますので、そういう形の内容として提言、整理をさせていただいていたつもりでおります。

反映すべき事項についても、どちらかという物理的な整備ということも書かれておりますけれど、趣旨はやはりそもそもの役割というものがきちんと整備された上に全てが成り立っていくべきだろうということだろうと思いますので、私自身はそういう理解をしておりますけれ



ど、何かあえてご意見があればお願いできますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。恒吉委員。

○恒吉委員 今回の福島事故の中で一番私が気になりましたのは、情報が各市町村にきちんといったかどうか、それが市町村の中でその情報を確実に取り扱われたかどうかというところが気になっておりました。したがって、この提言の中でも、オフサイトセンターに各市町村の担当者の方が確実に来られるだろうという基で私の申し上げたいことは、オフサイトセンターの中で話し合われたことが各市町村まで確実に市町村の職員の方が各自治体に伝える、情報伝達するというのをもう少し強めに出していただければありがたいと思いますけれど。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。情報伝達ではなくて、オフサイトセンターの項目でも何か表現されればよいということでしょうか。

○恒吉委員 市町村の職員の方がオフサイトセンターに詰められているのですけれども、その職員の方が確実にオフサイトセンターの中で話し合われたことを各市町村に確実に伝えていただく。

○片桐委員長 はい。事務局何かご意見、今のご質問に対してお考えがあればお願い致します。

○事務局 オフサイトセンターについては、国で検討されている方向性としては30km圏外のところという考え方も示されていますので、逆に言うと、地元の市町村がそこに参集できるのかというのも少し私は疑問に思っています、そういう意味ではある意味オフサイトセンターの機能というか役割が今までとはちょっと違ったようなことで検討してもらわないとだめなのかなというふうな気もしてございます。ただ、情報的にはそこから各市町村にきちっと伝わるような形、要するに市町村の連絡員がいなくても各市町村に伝わるような手段がきちっと確保されているべきだろうとは思っています。

○片桐委員長 はい、今事務局からは結果的に市町村から住民に情報が流れていく、そのための市町村がどういう形で情報収集ができるのかということを中心に念頭においているということのご説明があったと思います。オフサイトセンター自体は、最初に私がちょっと触れましたように、安全委員会の中間とりまとめの中では、意思決定者のグループ、今までのように

物理的に箱物の場所があつて、百数十名の人が集まってみんなでそこで情報を共有しましょうということよりは、どちらかという意思決定をいち早く少人数でもいいからきちんとした方向性を議論して、その情報がきちんと伝わるような環境を作りましょうというのが安全委員会での国のほうの今の検討状況かと思しますので、それを考えますと、あとは複合災害で実際に人も出せないような環境というものを今回の見直しの中には前提として考えなくてはならないだろうということでスタートしておりますので、そういう意味で恒吉委員がおっしゃられたことは、物理的に人が行って、その人が情報を伝達することだけでは済まない環境も含めて事務局としては今の国の動きも横で見ながら、実際にちゃんと最終的には目的として市町村から個人、個人ダイレクトではなくても、少なくとも住民が全く情報から離れてしまうことのないような環境を作りたいということはこの項目の中で謳われているというふうにご説明があったと思しますので、あえて具体的に表現を変えなくてはならないということではないように思うのですが、どうでしょうか。

オフサイトセンターの項目については、今やりましたけれど、基本的に趣旨については同じことを言われているかなというふうに思います。そういう意味で特に修文というところまではいかない形で了承していただいたということで次に進めさせていただければと思います。

すみません、オフサイトセンターについては1点だけですね、ここに書いてないのですが、今もう既に1年経過しているわけですね。今現在もオフサイトセンターは福島県庁にあります。今度移転するという、近くにするという話も聞いておりますけれど、正直オフサイトセンターが初期の段階でやるべきことと、今のような長期にわたって対応する場合の役割は変わってきているのだというふうに思います。そもそも決めたことをずっと同じ形でやり続けることが大事なのではなくて、災害対応としてある程度ではすごくその防護対策というものを中心に考えなくてはならない時期もあるでしょうし、今現在の状況を考えれば、どちらかという被災者、被災した住民の方々をどう今後に向けてケアをしていくのかという、そういうペースに変わってきていて、いわゆる機能班という形で従来作っていた、もしくはその機能班が集まって合同対策協議会という形を作っておりましたけれど、それに固執すること自体はどうかなというふうに私は個人的にずっと思っておりました。この1年間の流れの中でですね。そういう意味ではここにオフサイトセンターのあり方についてという意味で、そういうことも含めて今後国が検討を深められるわけですが、やはり県としても関わりはゼロでは当然済まないわけですので、人を出すことも含めて、そういうところの長期にわたって対応せざる得ない組織をどうきちんとあつてほしいということはやはり言っていかななくてはならないのだろうと思しますので、ぜひその部分については、あえてここ提言と反映すべき事項には書きませんが、時間的な流れについても念頭において今後の協議を進めていただければいいのかなというこ

とを私自身は思っておりますので、そういう意識で臨んでいただけたらありがたいと思います。

すみません、余計なことを申し上げましたが、次の項目として6番目、広域避難・避難計画についてということで内容をご説明いただけますでしょうか。

○事務局 6番目の広域避難・避難計画につきましてですけれども、提言といたしましては、広域避難・避難計画につきましては、福島を踏まえますと、市町村の区域を越える広域的な避難となること、それから避難に際しては地域コミュニティに配慮して避難を行うこと、県がイニシアチブをとって調整にあたる必要があること、避難計画の周知・啓発が重要であること等を提言しております。また、避難誘導を行う職員によるモニタリング体制の整備についてもあわせて提言してございます。

これらを踏まえて地域防災計画に反映すべき事項と致しましては、提言を踏まえた対応であるとか、県が策定することとしている避難計画作成要領に関する事項、それから市町村等による避難誘導時のモニタリングについて、それから避難のあり方検討PTの最終報告を踏まえた空路や海路を活用した避難の平時からの連携についてを記載しております。

なお、前回ご意見のありました4番の平時からの準備、対策について、前回は助言するというふうな形で締めくくっていたものを、今回はそれを踏まえて県の主体性を持たせた表見にするために、バス輸送などの搬送体制であるとか、それから自衛隊、社協の支援体制を念頭に搬送体制、支援体制について関係機関と調整を図るというふうな形で修正してございます。以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。避難計画等については並行で計画を策定するプロジェクトチームの検討も進められておりましたので、具体的にはそこでかなり整理をされているというふうに理解しておりますけれど、こういう点は抜けてはいけませんということはこの項目の中でこの報告書の中に入れておかななくてはけないというふうに思いますので、かなりこの部分は委員会でも議論があったように記憶しておりますので、改めて抜け、過不足がないかどうかということを含めてご意見を賜ればなと思いますので、何かございますでしょうか。何でも結構ですがよろしいでしょうか。はいどうぞ、浅利委員。

○浅利委員 この文面から見ると、とにかく避難というのでUPZの圏外に逃げるということとはよくわかるのですが、どちらかという今回、UPZと同時にPAZというのをあえて設定されていて、このPAZというところは早期に急いでパッと、場合によっては確実な情報がなくても逃げるという観点があると思うのですね。そういう点に対しての何か強調されたよう

な感じはあまりなくて、とにかく全部、PAZもUPZも何か平面的にみんなで逃げましょう、逃げる時はどうしましょうということになっている気がしますので、何かそのところもうちょっと強弱をつけてもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。事務局、今のご質問に対して、ご意見に対してお考えがあればお示し下さい。

○事務局 PAZ、UPZ内も避難に関しては広域避難をとるというふうなことで考えていますけれども、確かにUPZとPAZの違いというのは、PAZというのは施設のほうの状況があるレベルになった地点でも早期に避難ということになりますし、またUPZの圏内におきましては基本的にはモニタリングの実測値に基づいて避難するということになりますけれども、考え方の違いといいますか、そこらへんは避難計画そのものよりも防災対策を重点的に充実すべき地域のところで具体的には示されるので、ここでは具体的な広域避難・避難計画をする場合の手順と言ったらおかしいのですが、そういうことについての注目すべき事項として掲げたいということでこういうふうにまとめてはございました。

○片桐委員長 はい、どうぞ。

○浅利委員 例えば急に逃げなくてはいけないといった時のこのPAZの範囲にお住まいの方たちが、それなりの例えばバスを用意するとか、その時にヨウ素剤のこととかいろんなことを急にやらなくてはいけない、今回の元々のいろいろ分けていることの一つには、非常に予想した以上に早いペースでものが進んでしまったので、そういう意味でこのPAZの範囲に関してはより強く準備をして、普段からパッと逃げさせるような方法を用意してはいけないというのがあると思うのですが、そのへんがちゃんとこれでわかるというならいいのですが、そのへんだけよく考えていただきたいと思います。

○事務局 この中で、避難計画作成要領を作成すると謳ってございますけれども、その中では一応前文としてPAZ、UPZを踏まえた対応ということでは記載させていただいています。それから、今回のこれらの資料の9番のその他のところになりますが、(2) 緊急輸送活動ということで、PAZなど緊急性の高い地域から迅速・円滑に輸送を行っていくためのということで、②のところでございますけれども、避難の際の自家用車の使用についてということもこちらのほうには記載させていただいてございますので、今浅利委員におっしゃっていただいた自家

用車の使用についても記載すべきというところは、こちらのその他のほうに記載させていただいているということでございます。

○片桐委員長 最終的にどういう表現をするかということを経済局として今どこに盛り込ませていくということで、趣旨は十分に理解していますという回答だったと思います。PAZ、UPZという言葉が新たに出てきていて、横文字なのでわかりづらいということももちろんあるのですが、やはり計画としてきちんと具体性があるような形で、最初に実効性があるような環境というふうに申しあげましたけれど、そういうものを県としてきちんと認識されていて、それを具体化していきますというのは、私はこの表現でもこの報告書の中でも盛り込まれているというふうに思いますので、あとは県民の方がこの報告書を取りまとめられたことをどう思うかですが、誤解がないような環境であるとか、どちらかというとその言葉と定義の問題であるとか、じゃあ県として、もしくは市町村として、今どういう対応環境で検討を進めていますという、その後段の方をきちんと住民の方にお伝えするほうが大事であって、PAZ、UPZをあまり強調した定義のご説明をするよりは、先ほど言いましたような形で対応していただければ、この趣旨は全うできるのではないかと私自身は思っています。浅利委員からのご質問で、事務局から回答をいただいたわけですが、具体的に何か表現の中に盛り込んだほうがよろしいということでしょうか。

○浅利委員 これですらできあがった時にしっかりしたものができて、各市町村がそういうような避難ができる体制になればいいと思いますので、PAZ、UPZはちょっと違うものであるという感じが皆さんの中に浸透できればいいと思います。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。

○事務局 ちょっと補足させていただきたいと思います。今浅利委員がおっしゃっている点は、この⑨番にですね、このPAZ、UPZ、これはそれぞれの判断基準がございまして、

○片桐委員長 すみません、⑨番というのは何ページ。

○事務局 13ページの⑨ですね。今委員がおっしゃったようなPAZというのは5km圏内、これはEALの判断基準に基づいて即時に避難するというふうに国のほうから考えを示されております。そういう点も踏まえて、ここではEAL、OILという判断基準に沿ってPAZ、

UPZ、それぞれ段階的に避難させていくという概念をここでちょっと表現させてはいただいているということですので、ここを地域防災計画のほうには更に具体化して、今先生がおっしゃったような考えを当然盛り込んでいきたいと思えます。

○片桐委員長 今後地域防災計画の中で表現するにあたって、今浅利委員からお話いただいたようなこともちゃんと念頭において、混乱が生じないような形で進めていただくということでこの項目についても終わりにさせていただければと思えます。

続いて7番目の項目の災害時要援護者についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 7番目の災害時要援護者につきまして提言内容でございますけれども、災害時要援護者につきましては、その避難方法等については、地域全体として計画に取り組まなければならないというふうなことを提言してございます。

これらを踏まえた地域防災計画に反映すべき事項としましては、①につきましては前回の委員会でのご意見等を踏まえまして、緊急時の場合、学校単位での避難を検討すること、それからあわせて放課後、児童等が集まる児童館等の避難についても検討することを記載してございます。

②番につきましても、最後のところが助言するというふうな形になっていたものを、広域避難・避難計画で説明したように、搬送体制、支援体制について関係機関との調整を図るというふうな形で表現を変えてございます。

④につきましては、在宅の災害時要援護者の避難につきましては、避難者とともに自家用車での避難を検討するというふうなことを記載してございます。

⑤番目につきましては、病院等施設に入所している災害時要援護者の避難につきましては、事象の早い段階で避難のあり方について検討することとして記載してございます。以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。これについても前回ご意見があったかなと思えます。最終的にこういった整理で表現させていただいて事務局としてご説明いただいたのですが、何か表現として趣旨が十分に伝わらないとか、これを具体化するためにはどうしたらいいのかということも含めて、何かご意見いただければと思えますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

はい、浅利委員、どうぞ。

○**浅利委員** 今まで何度も議論をしてきて、こういう形で書いていただけたのは良かったなと感じております。一つだけ、最後のところ⑥のところ、病院等の施設に入所している調整については、国による助言等をもとに施設間の調整を行うと、これは国による助言というのは何かどこかで出されているのでしょうか。国がこういうことの助言を実際にされるのかがちょっとわからないのですが。

○**事務局** ここは具体的にどこがということは全くないです。ただ、考えるに、病院間の災害時要援護者の避難というのは、なかなか病院同士でも、自治体間であっても難しいだろうなというふうなことがあって、そうした場合にどういうふうなインセンティブがあれば動くのかという、やはり国が主導しないとなかなか動かないのではないのかなというふうなことで、この部分は書かせていただいたという状況でございます。

○**浅利委員** はい、よくわかりました。その点も国に対しても要望して、下手すると何となくみんなが一步下がってしまうと進まなくなって、一番大切なことができなくなってしまうので、よろしくお願い致します。

○**片桐委員長** はい、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

学校の児童についての項目として最初に書いてございますけれど、加えて児童が集まるような場所についても、そういったことを念頭にちゃんと配慮すべきだろうというご意見があったかなと思いますので、それもきちんと反映できているのかなと思います。

何かございますでしょうか。よろしければ先ほどの国への助言を期待するということについては、こちらからきちんと言わないと、ただ期待していても前に進まないかなと思いますので、ぜひそういう調整を図っていただきたいと思います。

それではよろしければ個別項目としては最後の項目になりますが、防災訓練についてということでご説明いただけますでしょうか。

○**事務局** 防災訓練につきましてです。この項目につきましては、新しく項目立てをしたところでございます。提言内容と致しましては、防災訓練は地域防災計画の中での重要な位置付けであるものの、これまで訓練目的が明確でなく行われてきたということがございましたので、また、これまで過酷事故であるとか複合災害を想定した訓練も行われてこなかったということから、原子力防災対策の充実強化を図るためには防災訓練のあり方を検討すべきというふうな

ことで提言としてございます。

これを踏まえまして地域防災計画に反映すべき事項といたしましては、過酷事故であるとか複合災害を想定した訓練を実施する。それから計画の作成、訓練の実施、課題の抽出、的確な見直しといったPDCAサイクルを展開していく。それから初期対応だけではなくて、様々な事態を想定した訓練を実施するというふうなことで記載してございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。防災訓練を項目として立てていただいたのですが、記載内容と項目立てを別にしたということも含めて何かご意見があればよろしく願います。いかがでしょうか。

私からお願いをして項目立てをしていただいたのですが、この通りで国もこういうふうな充実を図りましょうということを言っているのですが、実態として今現在をどう捉えていて、今後改革をどうしていかなくてはいけないのかということは、これは事務局で今後の具体的な展開をしていっていただく上でぜひ考えていただきたいのは、訓練をやったという事実は具体的には残るのですが、その訓練で何をしたのかということは今までやはり半分見て半分見なかったというような気がしてなりません。特に大事なのは、今回の東電福島事故、まだ対応自体終わっていませんけれど、初期の段階での対応を考えると、やはり意思決定者がきちんと的確な判断をタイムリーにできたかどうかということを見ると、やはり相当シビアな環境にその立場の人はおかれるわけで、そういうことを念頭においた訓練もやっていないと、やはり実際はできないのだと思うのですね。そういう意味では、県の立場であれば知事も相当厳しい判断をしなくてはいけない、それを事務局が支えなくてはいけないというようなことも含めて考えると、やはり日頃どういうことをやっているか、失敗することを恐れるあまり、形として丸く収まったような訓練をしてしまうのが一番問題かと思しますので、そういう意味では企画、実施、評価の考え方が明確でなかったと、ここに全て係わってくるのだと思うのですが、やはり原点に帰ってやっていることしか具体的には実はできませんということを県民も含めて、県の方々も含めて、市町村も含めて、共通の理解に立っていかないといけないのだろうということを常々感じておりますので、ぜひ実際に訓練を今後やっていくということで、相当やはり労力がかかるのですが、そのかける労力にふさわしい結果がちゃんと得られるような訓練、形にしていただければなというふうに思いますので、そこはこの表現の中にあえて書きませんが、ぜひよろしく願いをしたいなというふうに思います。

○田上委員 すみません、少しポイントがずれてしまうかもしれないのですが、防災訓練というのはだいたい年1回くらい行われているようなものなのではないでしょうか。といいますのは、例



例えば消防訓練のように消防士の方が実際学校に赴いて消化器の使い方を教えてくれるとかというやり方というのを学校単位で、例えば放射線の測定器、簡易でも構わないのですが、そういうものをちゃんと持って教えてあげるといったものを一つの防災訓練のものとして捉えて、要は広く一般の方々にモニタリングについてもわかっていただくというのも一つの防災訓練じゃないかなと思っているのですが、そういうようなものも含めて全体として取り組まれていってはいかがでしょうかと思うのですが。

○片桐委員長 はい、訓練の中に研修とかも含めて意識を高めていく、維持していくということをお忘れないようにしてほしいということで、事務局何かあればお願いいたします。

○事務局 まず訓練につきましては、施設ごとに年1回実施するような形でできております。

学校において、今、田上委員がおっしゃられた例えばサーベイメータを用いて線量を測定してみるとというようなことは今までは確かにしてございません。それも防災からという観点からではなくて、やはり放射線、放射能の知識、基礎的な知識ということで、別な事業のほうでそういう広報みたいなことを具体的にやっておりますので、その中に学校が入ってきているかどうかということも確かにございますけれど、あとそれからこちらのほうで実際にやらせてくれるというお願いというよりも、逆に学校のほうでももちろん希望があればどんどんこちらのほうで出かけていくということはしてございますけれど、防災という観点からということではなくて、全体、もうちょっと広めの形でそういう啓発、普及みたいなことはしていきたいと思っております。

○片桐委員長 文科省さんから児童、生徒のためのテキストというか、指導要領じゃないですけど、そういうガイドラインみたいなものが確か出ていますね。それをどううまく有効に使っていくのかということは県で今後お考えいただきたいとは思いますが、学校については、そもそも測定器、放射線とは何かという基礎的な知識とともに、ここで言う訓練という意味では避難の訓練も今まであまりやられていないようにも聞いてございますので、実際に学校の場合は先生もどうしていいか戸惑っているような状況であろうかと思えます。生徒たちがいる時もそうですし、通学途中でも対応せざるを得ないところもあろうかなと思えますので、そういうふうな求められる対応環境をいろんな場を想定して、そこをちゃんと体感できて、自分たちがやらなくてはいけないことを実感できるような環境を作っていってほしいというふうなご意見だったと思えますので、その趣旨は十分理解をいただいていると思えますので、そういうことでここについてはあえて表現は避けたいと思えますけど、よろしくお願い致します。

何かその他にございますでしょうか。

私ばかりが発言していますが、訓練に関して言うと、訓練は今のタイミングだとおそらく皆さん重要だと思っているのだと思います。これがだんだん、だんだん時がたつにつれて、非常にこう、要は労力がかかるわけで、その労力に対してそれをよしとするという、ここはもう一人ひとりがそういう気持ちにならないと、無駄なことののために何でこんなことをやらなくてはいけないのかというふうになってしまう、それが一番怖いのだろうと思います。たまたま3月11日の報道の番組の中に、訓練をやっていること自体の報道の中身だったのですが、防災センターに避難をするという誤解をさせた訓練をやって、そのために亡くなられた方がいらっしやると、私はその報道を見てすごくそういう姿勢でいいのかと感じました。訓練はやはり大変なのですが、意味はあると思うので、皆さんがそういう危機意識を絶えず持っていていただい上で繰り返してやらないとだめだということを絶えず言い続けていただきたいと思いますし、それは対象が学校であっても先生方もそういう認識でいていただかなくてはいけないというふうに思いますので、今後の展開の中ではそんな認識を進めていただければなというふうに思います。最後に余計なことを申し上げましたけれど、防災訓練についてはこれで終了させていただきたいと思います。

それではその他の項目として反映すべき事項を列記していただいていますので、このご紹介をお願い致します。

○事務局 その他の事項としまして、前回と大きく変わっているところについて中心にご説明をしたいと思います。(3) 避難所における安全の確保というふうなことで、新しく項目立てをしてございます。これは原子力災害時に大事なものは、放射線からの影響を最小限に抑えられているという安心感を醸成することが重要であるというふうなことから、安全、安心の観点から記載してございます。

4番目の緊急被ばく医療につきまして、これも新しく設けた項目でございます。これは前回の委員会でのご発言を踏まえまして、安定ヨウ素剤の予防服用であるとか、スクリーニングについての国の検討の方向性について記載しております。また、福島での事故対応で問題のあった内部被ばく測定のあり方についてあわせて記載させていただいております。

次のページの17ページですけれども、(5) 災害復旧対策の①のbのところ、前回の委員会でのご発言を踏まえまして、福島での事故で新たな問題となっている県外避難者についての支援のあり方について検討していくというふうな旨を記載してございます。

②の学校教育への対応としまして、避難先における受け入れについての調整内容を市町村の小、中学校への編入や代替校舎の確保、利用等と具体的に記載修正してございます。

3つ目の県民の健康管理、これも前回の委員会でのご意見を踏まえまして、被ばくの線量管理であるとか、内部被ばくの管理のことを含めまして線量管理に努める内容に修正したものです。また、その際に対象となる人に行動記録手帳を配布することや避難誘導員による写真等による記録の確保の重要性について助言がありましたので、あわせてそれについても記載させていただきます。以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。ご意見を踏まえた変更点を中心にご説明をいただいたのですが、ご意見がちゃんとこういった表現で反映されているかどうかというところも含めてご質問等があればお願い致します。緊急被ばく医療の関係で③の内部被ばくの測定体制の構築という項目が追加されているのですが、浅利先生、何かご意見とかあればお願いできますでしょうか。

○浅利委員 こういう項目を加えていただいたこと、非常に良かったと思います。これを基にして更に本当に実効性のあるもの、逆に被ばく医療の専門部会などで検討してきてやっていきたいと思いますので良かったなあと感じています。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。他に何か、田上先生もいろいろとコメントいただいたと思うのですが、何か表現ぶりで、これでよろしいでしょうか。何かご意見があればお願い致します。

○田上委員 私が申し上げたことは全て取り入れていただけているので安心しているのですが、一つ自分で提案しておきながら、ああ、こういうものって今まで見たことがないというのが行動記録手帳なのですが、こういうものは今ここにポソッと書いてありますけれど、実際に今は存在していませんよね。ですので、こういうものを作るのかどうかも含めて、まるで配るかのように書いてありますけれども、こういうことを考えるのは非常に重要だと私は思っています、本当に人の記憶ってすぐ失われていきます。ですが、後で行動記録をしっかり見ないと実際の内部被ばく、外部被ばくというもの、要は線量評価を行うという時に非常に重要であるということは皆さんわかっていたかと思うのですが、これをどのような形で作り上げていくのかということも念頭におかないと、ここに書きちゃって、あ、ということにならないようにぜひご検討いただきたいと思います。ぜひ前向きにご検討いただければと思っています。

○事務局 今、福島のほうで健康管理の調査をしているというふうなことは認識しておりますので、そういった中におそらくそういうような様式を書くような、記録するような様式があるかと思っておりますので、そういったものを参考にして作っていききたいなというふうに考えております。

○片桐委員長 田上先生のご心配、私もそう思うのですが、記録をとることはものすごく大事で、それはもうやらなくてはいけないのですが、それが次のステップで、手帳までいなくても用紙でも配布とか、そこまでこの段階で書くかということはちょっと行きすぎかもしれないので、やるべきことをきちんと盛り込むということで、表現ぶりは少し変えさせていただければと思います。十分に趣旨を反映できるようにしたいと思います。

その他に何かご意見ございますでしょうか。よろしければ最後になりますが、国に対して今後要望していかなくてはいけない項目として5つの項目を掲げておりますので、それについてご説明いただけますでしょうか。

○事務局 国への提言項目ですが、これ9番となっておりますが10番の間違いですので訂正方お願いします。申し訳ございません。

国への提言事項といたしまして、これまでの委員会でのご発言等を踏まえ、また、その事務局で必要と考える事項につきまして5つ掲げてございます。1つ目の複合災害の位置付けの明確化というふうなことでございます。これは県の防災計画の修正にあたりましては、県では単独の原子力災害を前提に考えておまして、その中に地震や津波が起こっても対応できるような内容の修正をすることと考えてございます。しかし、複合災害の対応につきましては、国の防災基本計画に位置付けられるのが県としても対応しやすいし、また、県民の視点からも理解されやすいのかなというふうなことから、明確化について国に対して提言するものでございます。

②SPEEDI情報の考え方の明確化でございます。これはSPEEDI情報は避難範囲であるとか、避難方法の予測、それから緊急時モニタリング計画の立案検討に有用であると、今後も活用を図っていく必要があるというふうに考えております。福島事故では、情報の取り扱いに問題があったことから、情報提供のあり方を国がちゃんと示すことが信頼回復に繋がるというふうなことで必要と考えておまして、それにつきまして国へ提言するというふうなことでございます。

3番目の緊急時モニタリング体制の整備というふうなことにしましては、緊急時モニタリングにつきましては、今回の事故が広域、広範囲に及んでいる、それから長期間に及んでいる

というふうなことから、これまでの事故への対応等も踏まえまして、また、今後国が指令塔機能を有するというごこともございまして、モニタリングの趣旨の見直しでありますとか、モニタリング体制の全体像を示して構築していくことが必要であると考えておりますので、国へその旨提言していくというふうなことでございます。

4つ目の災害時要援護者の広域避難にかかる調整の仕組みの構築というふうなことでございます。これは病院等の施設に入院している方々の災害時要援護者につきましては、受け入れ先の確保であるとか調整、移動手段等につきましては、広域的な対応が必要であるということから、国が積極的に関与して調整なり支援をしていく仕組みが必要というふうな認識にたちまして国へ提言するものであります。

5つ目の広域避難者受入自治体に対する支援制度の構築でございます。これは、原子力災害時に市町村の区域を越えた広域避難が基本になりますと、避難者を受け入れて生活支援を行うこととなる受け入れる自治体の負担軽減を図るためにも、受け入れる自治体に対する支援制度を構築することによりまして円滑な受入へと環境を整えることは重要と考えられるというふうなことから国へ提言するというふうな趣旨でございます。以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。国への要望項目としてご説明をいただいたのですが、抜けがないかとか、更にもう少し表現を変えたほうがいいたろうということでもしご意見があればお伺いしたいと思います。何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見がこの項目に対して特にないということであれば、今までのやりとりでとりまとめの全体の議論が終了するわけですが、先ほどモニタリングの項目についてご意見をいただいた部分、あとその他の部分について少し表現ぶりを変えようというところが主な修正項目だったと思うのですが、今後、この整理についてはご意見を踏まえた修正、追記等をしていきたいと思いますが、表現ぶり等については事務局と相談させていただきまして委員長のほうに一任いただければと思うのですが、いかがでしょうか。ありがとうございました。それでは今とりまとめについての議論は終了したということで一任をいただきましたので、その他の項目として避難計画の作成要領について、これは参考でお示しいただいていますが、前回は議論されていて、表現ぶり等でコメントがあったところが反映されているようであれば、そこを中心にご説明をいただければと思います。よろしくお願い致します。

○事務局 参考の1でございます。避難計画作成要領について、前回の委員会でのご意見等を踏まえまして修正しましたのでそのご報告を致したいと思います。これにつきましては、今後市町村のほうに示していきたいというふうな考えてございます。修正内容について簡単です

けれども説明したいと思います。

まず12ページをお開きになっていただければと思います。1点目、避難計画の様式の記載例を前は項目ごとに解説していたものを、通しでざっと、そういうふうな形で作成しまして、更に事前に計画に記載できる事項については青塗りとしまして、災害発生後に決定し記載する部分は白塗りとして分けております。また、項目の9番目のところ、14ページですけれども、こちらのほうにスクリーニングポイントの欄を設けました。また、その項目の12番のところ安定ヨウ素剤予防服用の欄を新たに設けてございます。

戻っていただきまして3ページ目をお願いします。3のPAZ、UPZを踏まえた対応のところにつきまして、PPAプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域の概念を記載してございます。

同じく下の6番の市町村の現状把握、この基礎的資料のそれぞれの住宅地図とか道路網のリストのところそれぞれの具体的な活用方法について、イメージしやすいようにということで一応記載してございます。

5ページ目のところに避難計画作成手順というふうなことでございます。これは、事態の推移に応じて避難計画作成にあたっての検討、それから対応事項を避難計画作成手順としてとりまとめてございます。

7ページ目でございますけれども、7ページ目は避難計画記載要領として、避難計画作成時に定める事項であるとか、説明事項、それから留意点をとりまとめてございます。この中で9ページの⑨のところに避難誘導方法にスクリーニングポイント等を記載するというふうな旨を新たに記載し、先ほど見ていただいていたように様式にも取り込んでございます。

それから10ページ目、この12番について、安定ヨウ素剤の予防服用について記載しております。

それから14番目、避難時の留意事項というふうなことで、前回お話しにありましたように、被ばくを避けるための服装及び記載例、それから並びに汚染した場合の着替えについて記載してございます。

その他につきましては、ご発言等を踏まえた文言の整理であるとか修正をしております。避難計画作成要領については以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。既に作成要領については何回かご説明をいただいていたいて、更に表現ぶりとして委員からのご意見があったところを踏まえて修正点をご説明をいただきましたので、きちんと趣旨に添って反映できているかということ等についてご意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、浅利委員。

○**浅利委員** 10ページなのですが、⑭避難時の留意事項で服装の点、直していただいて良かったと思うのですが、カッコのところの最後のほうに、マスク等を身につけ、外部被ばくを避けるため皮膚の露出を避けること。などとありまして、これはちょっと外部被ばくを何か服を着ていけば避けられるとも言い切れないので、片桐委員長、これは表現の仕方がいかがでしょう。勘違いしちゃうかもしれません。

○**片桐委員長** そうですね。外部被ばくという言葉自体はここにはなじまないというふうに思いますので、汚染でもないですね、少し考えさせて。

○**事務局** 修正させていただきます。

○**片桐委員長** 細かい点ですけど非常に大事なことだと思いますし、市町村がこれから自ら作る、住民に対して説明をするということでは、具体的に何をしていたらいいのかという住民の心配にちゃんと答えることだと思いますので、それがどういう趣旨のものなのかということやはりきちんとお伝えしなくてはいけないだろうと思いますから、表現ぶりは適切な言葉に代えさせていただきたいと思います。

その他、何かございますでしょうか。よろしければこれについても先ほど事務局からお話しがありましたように、市町村にできるだけ早く説明をされるということでしょうかから、その時にきちんと理解をしていただくようなことが大前提ですので、ぜひそういうステップを大事にさせていただいて、必要であれば何度も説明をされるということをやっていただきたいと思います。

以上が今日の議題として掲げられた項目であるわけですが、全体を通して改めてご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではまだ時間的にはまだ余裕はあるのですが、必要な議論ができたというふうに思いますので、最終的にはこのご意見を反映させた形での修正案を事務局と相談をした上で次のステップに進むというふうにさせていただきます。それでは検討委員会の最後として非常に短い時間ではあったわけですが、委員の皆さんにはご苦労いただきまして大変ありがとうございました。一応、こういう形で成案がまとめられたということで、あまり私自身の運営は十分にできなかったところもありますけれど、ここまでたどり着けて良かったなというふうに思っております。それでは私のほうから事務局に返したいと思います。

○司会 閉会にあたりまして八戸環境生活部次長から挨拶を申し上げます。

○環境生活部次長 本日は、御多忙の中、委員の皆様に御議論いただき誠にありがとうございます。これまで5回にわたり、それぞれの専門的なお立場から精力的に御検討いただき、重ねてお礼申し上げます。皆様の専門的な視点から御検討いただき、とりまとめられた内容については、最大限尊重し、県地域防災計画（原子力編）に反映させ、県の原子力防災対策の充実・強化に活かして参りたいと考えています。以上、簡単ではございますが、閉会にあたり挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○司会 以上をもちまして第5回青森県原子力防災対策検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。